

○ 企業内容等の開示に関する留意事項について（平成11年4月大蔵省金融企画局）

改 正 案	現 行
<p>A 基本ガイドライン</p> <p>法第5条（有価証券届出書の提出とその添付書類）関係</p> <p>5-7-2 （略）</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④ 提出会社の決定による当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の全額の繰上償還又は全部の取得を可能とする旨の条項の有無 この場合、①から④までの全部又は一部が当該有価証券届出書の他の箇所に記載されている場合であっても記載を要することに留意する。</p> <p>法第24条の5（半期報告書、臨時報告書及びこれらの書類の写しの提出）関係</p> <p>24の5-23 <u>開示府令第19条第2項第9号の3に規定する決議事項には、有価証券報告書に係る事業年度の定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項を記載することができるものとする。</u></p> <p>24の5-24 （略）</p> <p>24の5-25 （略）</p> <p>24の5-26 24の5-25の「当該事象の連結損益に与える影響額」を算定するに当たり、当該事象が発生した連結子会社に係る当該事象の発生時における持分比率によることができない場合には、当該連結会社の最近連結会計年度に係る連結財務諸表を作成する際に用いた割合比率によることができるものとする。</p> <p>24の5-27 （略）</p> <p>24の5-28 （略）</p> <p>24の5-29 （略）</p> <p>24の5-30 <u>開示府令第19条第2項第9号の2ハに規定する「当該決議の結果」には、決議事項が可決されたか否か、及びその根拠となる賛成又は反対の意思の表示に係る議決権数の割合を記載することに留意する。</u></p>	<p>A 基本ガイドライン</p> <p>法第5条（有価証券届出書の提出とその添付書類）</p> <p>5-7-2 （略）</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④ 提出会社の決定による社債の全額の繰上償還又は新株予約権の全部の取得を可能とする旨の条項の有無 この場合、①から④までの全部又は一部が当該有価証券届出書の他の箇所に記載されている場合であっても記載を要することに留意する。</p> <p>法第24条の5（半期報告書、臨時報告書及びこれらの書類の写しの提出）関係</p> <p>（新設）</p> <p>24の5-23 （略）</p> <p>24の5-24 （略）</p> <p>24の5-25 24の5-24の「当該事象の連結損益に与える影響額」を算定するに当たり、当該事象が発生した連結子会社に係る当該事象の発生時における持分比率によることができない場合には、当該連結会社の最近連結会計年度に係る連結財務諸表を作成する際に用いた割合比率によることができるものとする。</p> <p>24の5-26 （略）</p> <p>24の5-27 （略）</p> <p>24の5-28 （略）</p> <p>（新設）</p>